

◎地域再生法の一部を改正する法律

(平成二四年九月五日法律第七四号)

一、提案理由(平成二四年六月一四日・衆議院内閣委員会)

○川端国務大臣 委員長、理事、委員の皆さんの御配慮で時間を調整していただきましたことをお礼申し上げます。と思います。ありがとうございます。

時間の制約があるので、多少早口になることをお許しくださいます。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、地域再生法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取り組みを国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであります。これまで千五百五十七件の地域再生計画が認定され、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてきました。さらに、地域再

地域再生法の一部を改正する法律

生法が施行されてから七年目を迎えることから、同法附則第二項を踏まえ、所要の検討を行ってまいりました。

今般、この検討結果に基づき、少子高齢化、人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、地方公共団体の取り組みに対して施策を重点的に実施すべき政策課題を特定政策課題として政令で定めることとともに、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を創設し、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定めること等を通じ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生をさらに推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、定期的な、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集することを法律に位置づけることとしております。

第二に、政府は、地域再生方針に、地域における少子高齢化に対応した良好な居住環境の形成その他の、地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な特定政策課題に関する基本的な事項を定めることとしております。

第三に、地方公共団体は、地域における特定政策課題の解決

に資する特定地域再生事業に関する事項を地域再生計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けることができることとしております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対する特別の措置を定めております。

第五に、地方公共団体の長は、営利を目的としない法人であつて、地域再生の推進のために必要な業務を適正かつ確実に行うことができるものを地域再生推進法人として指定することができることとしております。

第六に、政府はこの法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二四年七月三十一日)

○荒井聰君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

て、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の概要について申し上げます。

地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が地域の再生を図るため特に重点的に取り組むことが必要な政策課題を特定政策課題と定め、その解決に資する特定地域再生事業を創設するとともに、特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定めることとしております。

両案は、去る六月一日日本委員会に付託され、十四日川端國務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、七月二十七日、質疑を行い、同日質疑を終局し、討論、採決の結果、地域再生法の一部を改正する法律案は全会一致、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成二四年八月二十九日)

○芝博一君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

て、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を申請することができる地域再生計画の記載事項として特定地域再生事業に関する事項を追加するとともに、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地域再生制度及び構造改革特区制度の現状、特定地域再生制度の位置付け、規制の特例措置を見直す必要性等について質疑が行われましたが、その詳細については会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行った結果、地域再生法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。